**北秋田市新型コロナウイルス感染症対策商品券事業**

**取扱店マニュアル**

1. 事業目的

　　新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防対策に対する負担が続く中、非課税世帯及び子育て世帯においては特にその負担が大きいことから、対象世帯への生活支援を行うとともに市内消費による地域経済の活性化を目的とし、生活応援商品券事業を実施するものである。

1. 商品券の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商品券名称 | 北秋田市商品券　/　北秋田市飲食・テイクアウト券 |
| 商品券利用期間 | 令和３年６月１日から令和４年１月31日まで |
| 商品券イメージ | 別紙のとおり |
| 商品券１セット内訳 | 大型店・中小小売店共通券　４，０００円  （１，０００円券３枚・５００円券２枚）  中小小売店専用券　　　　　６，０００円  　　　　　　　　（１，０００円券５枚・５００円券２枚） |
| 飲食券　１０，０００円  （１，０００円券８枚・５００円券４枚） |
| 交付セット数 | 学生生活支援事業　　　　　　商品券　２セット |
| 緊急子育てサポート事業　　　商品券　１セット  　　　　　　　　　　　　　　飲食券　１セット |
| 生活応援支援事業　　　　　　商品券　２セット（最大） |

３．チケットの利用制限

　次に示す内容については、チケットの利用ができない。

1. 不動産や金融商品
2. 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号及び第５号並びに同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
4. 国税、地方税や使用料などの公租公課
5. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこ
6. 現金との換金
7. その他、北秋田市長が適切でないと認めるもの

４．取扱店の登録について

|  |  |
| --- | --- |
| 登録方法 | 別紙「北秋田市商品券取扱店登録申込書兼誓約書」を提出する。  ※飲食券用の一覧を別に作成するため、飲食店及び仕出し店については、申請書③欄へのチェックをしてください。 |
| 登録申込期限 | 令和３年５月10日（月）必着  ５月11日以降も募集は行いますが、取扱店一覧チラシには掲載されません。北秋田市ホームページ上での掲載になります。 |
| 提出方法 | ＦＡＸ、郵送、持参等いずれかの方法により提出 |
| 提出先 | ＦＡＸ：０１８６－６２－５５５１  郵送：〒０１８－３３１２  　　　北秋田市花園町１５番１号  　　　北秋田市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室  持参：市役所第二庁舎又はお近くの窓口センター及び出張所へ |
| 登録条件 | 北秋田市に事業所を有している法人又は個人であること。 |
| 除外要件 | （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第４号及び第５号に掲げる営業及び同条第５項に規定する営業を行うもの。  （２）暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団等の反社会的勢力であるもの。  （３）その他、北秋田市長が適切でないと認めるもの。 |
| 取扱店証 | ５月下旬に送付します。 |
| 申請書記載における注意事項 | 振込先のフリガナには、通帳見開き１ページ目のカナ名を左詰めで記入 |

５．チケットの換金について

|  |  |
| --- | --- |
| 申請窓口 | 北秋田市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室  北秋田市各窓口センター及び出張所 |
| 申請期間 | 令和３年６月１日（火）から令和４年２月15（火）まで |
| 受付支払い | 月曜日までの受付分を同一週の金曜日に支払う形を基本とする |
| 換金方法 | 換金申請書にご利用済みのチケットを添えて、開庁日の１７時までに持参  （申請の控えとして、換金申請書の写しをお渡しします） |
| 取扱店舗負担 | 換金手数料、振込手数料等の負担は一切なし |

６．チケット取扱上の注意事項

（１）チケットのみでの販売においては、釣り銭を出さないものとする。

（２）チケットは、当該事業に取扱店として登録した店舗でのみ使用できる。

（３）チケットは、買掛金の支払いには使用できない。

（４）チケットの盗難・紛失に対し、北秋田市はその責を負わない。

８．お問い合わせ

　北秋田市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室

　〒０１８－３３１２　北秋田市花園町１５番１号

　ＴＥＬ　０１８６－８４－８５６７

　ＦＡＸ　０１８６－６２－５５５１